



区公告 第 126 号

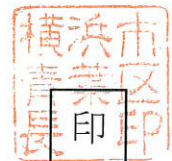


公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月25日

横浜市青葉区長 中島 隆雄



送達を受けるべき者の氏名 又は名称	齊藤 民子
送達する 書類名	差押調書（謄本）1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	